

二

衆議院議長 川原茂輔

内閣總理大臣 男爵田中義一殿

衆議院書記官長 中村藤兵衛



衆議院書記官長 中村藤兵衛



意見書

(請願特別報告第五〇號)

請願文書表第一三四號

皇位並紀元算定ニ關スル請願 廣島縣安藝郡上瀬野村千六百四十三番地農松永良作呈出(紹介議員横山金太郎君)

右請願ノ要旨ハ從來ハ 神武天皇御即位ノ年ヲ以テ紀元元年トシ皇統ノ御代數亦同帝ヨリ起算セラレタリト雖我カ日本帝國ハ同帝以前ニ儀存シタルヲ以テ遠ク神代ニ遡リ 天照大神御出現ノ年ヲ以テ紀元トシ且 皇位ノ算定モ亦神代ニ遡ラシメ以テ現行ノ曆及教科書ヲ之ニ依準スル様改訂セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

昭和四年 三月二十二日

めくれず

二

衆議院議長 川原茂輔

内閣總理大臣 男爵田中義一殿

衆議院書記官長 中村藤兵衛



意見書

(請願特別報告第五二號)

請願文書表第一六三號

金融監督機關統一ニ關スル請願 京都府乙訓郡向日町字向日小字北山十二番地銀行頭取稻本

源兵衛外二十四名呈出(紹介議員川崎安之助君外一名)

右請願ノ要旨ハ近年信用組合ノ勃興ニ依リ地方金融界ハ著シク變化シ當局ノ期待ニ副ハサル結果ヲ見ムトスル弊渺シトセス銀行ト信用組合トハ其ノ立場ヲ異ニスルモ二者等シク地方金融ノ圓滑ニ資スルノ外ニ出テ斯然ルニ一部信用組合ニ於テハ組合本來ノ機能ヲ超ヘ銀行ト對立シテ不當ノ競争ヲ行フノ憾アリ固ヨリ信用組合ハ法規ノ特殊保護ニ依リ一般銀行ヨリ經營有利ノ立場ニ在ルヲ以テ殊更銀行ト對立ノ要ヲ認メサルニ右ノ如キ弊アルハ遺憾ニ堪ヘスノ如キハ畢竟其ノ成立ノ基本ヲ異ニセル爲監督力大藏、農林兩省ニ分屬スルニ基因スルモノト信ス依テ右調査ノ上其ノ指導監督權ヲ大藏省ニ統一セラレタシト謂フニ在リ